

## カジノ管理委員会第110回会議の開催状況

### 第1 日時、場所及び出席者

#### 1 日時

令和6年9月13日 14時00分～15時40分

#### 2 場所

カジノ管理委員会 12階委員会室

#### 3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、北村委員、石川委員
- 坂口事務局長、嶋田次長、中山総務企画部長、原田監督調査部長、山本依存対策課長（議事担当課）、天野関東学院大学教授（第2の2（1）の関係者）、坂井企画課長（議事担当課）

### 第2 要旨

#### 1 議決案件

なし

#### 2 その他の案件

##### （1）令和5年度カジノ広告勧誘に関する文献調査の結果概要について

本委託調査の研究チームの代表である関東学院大学の天野恵美子教授より、令和5年度カジノ広告勧誘に関する文献調査の結果概要について説明があった。

（参考）

- ・ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）  
（広告及び勧誘の規制）

第106条 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。

- 一 虚偽の又は誇大な表示又は説明
- 二 客観的事実であることを証明することができない表示又は説明
- 三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は説明

2 （略）

3 何人も、二十歳未満の者に対してカジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をしてはならない。

4 （略）

5 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。

- 一 二十歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨

二 カジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係について注意を促すために必要なものとして  
カジノ管理委員会規則で定める内容

6 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、二十歳未満の者に対するその影響及びカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることのないよう努めなければならない。

7・8 (略)

9 カジノ管理委員会は、第6項の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をする者に対し、当該広告又は勧誘をするに当たって従うべき指針（次条において「広告勧誘指針」という。）を示すことができる。

以上